

特集「人権のひろば」

豊能町人権まちづくり協会

設立の目的 憲法に保障されている基本的人権を擁護し、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実現に寄与すること

構成団体 各自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、障害者団体連絡会、老人クラブ連合会、商工会、人権擁護委員会など

活動内容 人権に関する標語等の募集・研修会・人権を考える集い・施設見学会など

以下、昨年度の活動を紹介します。

○人権に関する標語等募集事業

小中学生の部（作文、絵画）、一般の部（標語）を募集し、入選作品を決定しました。12月7日「人権を考える集い」において、入選された皆さんの表彰式を開催しました。

入選作品については啓発カレンダー、広報等に掲載し、人権啓発活動として実施しました（町教育委員会との共催）。



○人権を考える集い 講演会

「ぼくが落語家になったワケ」受けとめる・伝える、落語の中の豊かな世界」

桂花團治（かつらはなだんじ）さん 講演

12月7日、ユーベルホールにおいて落語家の桂花團治さんをお迎えし、「ぼくが落語家になったワケ」受けとめる・伝える、落語の中の豊かな世界」と題しまして講演会を開催しました。

「笑い」のあたたかさや効力のことなど、落語の中の豊かな世界を通じて、「多様性・個性を受容できる社会になるように」、その思いを胸に、あたたかな笑いについての講演会と人権落語を行っていただきました。

参加された方からはご好評をいただきまして、優しい笑いの世界がもたらす力を考えるきっかけづくりと

なる機会になりました。

○研修会

2月18日に大阪刑務所を訪問しました。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むにあたり、本人の更生意欲に対して、地域社会がどのように寄り添い見守るかを考える機会となりました。

○人権週間のぼりの設置

12月4日～10日の人権週間中に、豊能町役場、吉川支所や小中学校、保育所、幼稚園等にのぼりを設置しました。

今年度も、講演会等さまざまな機会を設け、啓発活動に取り組む予定です。

人権擁護委員会をご存知ですか

皆さんは「人権擁護委員会」をご存知ですか。人権擁護委員は、人権擁護委員会に基づき法務大臣から委嘱を受けて活動している民間ボランティアです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を、日々、地域の中で行っています。

豊能町では、現在6名の人権擁護委員が活動しています。

○「人権の花運動」「人権教室」

人権擁護委員の主な活動では、「人権の花運動」「人権教室」があります。昨年は、東ときわ台小学校で実施しました。

「人権の花運動」は小学生を対象とした啓発運動です。花の苗や球根などを、子どもたちが協力し育てることによって「命を大切にすること」の大切さを学び、その中で「みんなで協力する」ことの喜びを感じてもらうことを目的としたものです。昨年度は、1・2年生を対象に実施しました。

「人権教室」は東ときわ台小学校1・2年生を対象に、絵本「おしえて！くもくん」を教材に、プレイベートゾーンの知識から自分を守る力について、5年生を対象に、「いいところさがし」を題材に、互いにたくさんの「いいところ」を伝え合い、子どもたちの自己肯定感を高めることを学びました。



全国一斉「子どもの人権 相談」強化週間

子どもをめぐる人権問題の解決のために、電話相談を強化します。

相談は無料で、秘密は厳守します。

電話番号「子どもの人権110番」

0120・007・110

(せろせろなのひゃくとおばん)

電話相談以外にも、通年、インターネットやLINEでパソコンや携帯電話からも相談を受け付けています。

○インターネット人権相談窓口



窓口はこちら

○LINE公式アカウント

@linejinkenoudan

実施期間 8月27日(水)～9月2

日(火)

受付時間 午前8時30分～午後7時

※ただし、8月30日(土)・31日

(日)は午前10時～午後5時

相談内容 いじめ、不登校、体罰、

児童虐待など、子どもの人権問題

担当者 人権擁護委員、法務局職員

問 大阪法務局人権擁護部

☎ 06・6942・9492

人権に関する標語等の募集

～～ みんなで人権の大切さを考えてみませんか ～～

幅広く人権に関する標語等を募集します。テーマは特に設けませんので、日常生活の中で人権について感じておられることなどについてご応募ください。

※詳細については、同配のチラシをご参照ください。

対・内 = ・小中学生の部 (作文、絵画)

・一般の部 (標語)

応募方法 = ・町立の小中学校に在学の方は各学校へご応募ください。

・町立の小中学校以外に在学の方、一般の部の方は下記によりご応募ください。

住所、氏名、電話番号、応募対象 (一般の部または小中学生の部※小中学生の部は必ず学年も記入してください。)を明記し、ハガキ、封書、FAX、Eメールでご応募ください。

・一般の部は、町内に在住・在勤の方に限らせていただきます。

・応募は、作文・絵画はおひとり1作品、標語は3作品までとします。

・入選はおひとり1作品とします。

注意 = ・応募作品は未発表のものに限ります。類似または二重応募と認められた場合は入選を取り消すことがあります。

・応募作品は原則として返却しません (絵画はお返しします)。

締 = 小中学生の部 (絵画)、一般の部 (標語) 9月12日 (金) まで

小中学生の部 (作文) 10月14日 (火) まで

あて先 = 〒563-0292 (住所記載不要) 豊能町住民人権課内 豊能町人権まちづくり協会事務局 宛

表彰 = 入選した方は、12月6日 (土) にユーベルホールで開催予定の「人権を考える集い」において表彰し、賞状と記念品を進呈します。(※予定が変更になる場合があります。)

作品の取扱い = 審査会で一般の部 (標語)、小中学生の部 (作文、絵画) ごとに選考を行います。結果は入選者のみに通知し、入選作品は、啓発物品などに掲載する予定です。その際、一般の部は住所 (地区名のみ) と氏名、小中学生の部は、学校名と学年、氏名を掲載します。なお、作品の著作権・著作権は主催者側に帰属します。

問 = 豊能町人権まちづくり協会事務局 ☎ 739-3402 (直通) FAX 739-1980

✉ jinken@town.toyono.osaka.jp

主催 = 豊能町人権まちづくり協会

共催 = 豊能町教育委員会